

# 神戸市鉄道駅舎エレベーター等設置補助要綱

平成4年9月

神戸市

## 神戸市鉄道駅舎エレベーター等設置補助要綱

平成 4 年 9 月 1 日制定  
平成 11 年 4 月 1 日改正  
平成 13 年 8 月 1 日改正  
平成 15 年 4 月 1 日改正  
平成 20 年 2 月 1 日改正  
平成 22 年 4 月 1 日改正  
平成 23 年 4 月 1 日改正  
平成 27 年 4 月 1 日改正  
平成 28 年 4 月 11 日改正  
平成 29 年 4 月 1 日改正  
平成 31 年 3 月 22 日改正  
令和元年 6 月 1 日改正  
令和 2 年 4 月 1 日改正  
令和 4 年 4 月 1 日改正  
令和 5 年 4 月 1 日改正

### (目的)

第 1 条 この要綱は、鉄道事業者（神戸市高速鉄道事業を除く。）、交通エコロジー・モビリティ財団／第 3 セクターが神戸市内の鉄道駅舎においてエレベーター設置等のバリアフリー化設備の整備を行う場合に、神戸市が行う補助に関して神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか必要な事項を定め、高齢者や障害者等の公共交通機関の利用環境の改善を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において「鉄道事業者」とは、鉄道事業法（昭和 61 年 12 月 4 日法律第 92 号）第 3 条の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けて鉄道事業を経営する者及び軌道法（大正 10 年 4 月 14 日法律第 76 号）第 3 条の規定に基づき主務大臣の特許を受けて運輸事業を経営する者をいう。

2 「バリアフリー化設備」とは、国の定める「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」における「バリアフリー化設備等整備事業」、「鉄道駅総合改善事業費補助交付要綱」における高齢者、障害者等の移動等円滑化を図るために必要となる施設整備事業、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱」における「交通サービス利便向上促進事業」、「観光振興事業費補助金交付要綱」における「公共交通利用環境の革新等事業」、または「鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱」における「ホームドア整備事業」の補助対象設備であって、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものをいう。

(1) 「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を

定める省令」(平成 18 年 12 月 15 日国土交通省令第 111 号)

(2) 兵庫県「福祉のまちづくり条例施行規則」(制定平成 5 年 3 月 26 日規則第 15 号)

(補助対象事業)

第 3 条 補助の対象となる事業は、鉄道事業者等が、神戸市内の駅舎に旅客の用に供するエレベーター、エスカレーター、スロープあるいは階段昇降機等(以下「エレベーター等」という)を新設する事業であって、次の各号に規定する要件を満たす事業とする。なお、原則として、連続立体交差事業や橋上化に伴う駅舎の建設においては、補助を行わないものとする。

(1) 補助金交付対象駅は、以下のいずれかの駅とする。

- ・ 1 日当たりの平均乗降客数が 3 千人以上の駅で、公共用通路と鉄軌道車両の乗降口との間の経路に段差があつて、プラットホームごとに一以上のバリアフリールートが設けられていない駅
- ・ バリアフリー化済みの 3 千人/日以上駅で、高齢者等(兵庫県「福祉のまちづくり条例」第 1 条第 1 項に規定する高齢者等をいう。以下同じ。)が線路を跨ぐ異なる改札口又は公共用通路に通ずる出入口間を移動するにあたり、一般乗降客と比較して著しく長い距離(当該駅のプラットホーム長さ以上)の迂回を余儀なくされることからバリアフリールートの最短化が必要な駅
- ・ 3 千人/日未満駅で、3 千人/日以上駅と同程度の高齢者等の利用が見込まれる駅\*

※以下の①～③のうちいずれかに該当する駅

- ① 高齢者等の利用想定人数が概ね 180 人/日又は乳幼児同伴者の利用想定人数が概ね 60 人/日の駅
- ② 複数の路線が乗入れ、異なる 3 方面以上へ接続する駅
- ③ 周辺(概ね半径 1.5km 以内)に病院や社会福祉施設等(小規模なもの(入所系:29 床以下、通所系:利用人数 29 人/日以下又は利用登録者数 100 人以下の施設)を除く)がある駅

(2) エレベーター等の設置又は管理は鉄道事業者等が行うこと。

(3) エレベーター等の設置により、原則として、駅舎入口からプラットホームまで、車いす使用者の単独利用が可能となるよう配慮されていること。

(4) エレベーター等の仕様は、兵庫県「福祉のまちづくり条例施行規則」第 6 条第 1 項に定める基準に適合していること。または、これと同等以上の仕様であると市長が認めたものであること。

(5) エレベーター等の利用は、原則として、鉄道の始発から最終までの間できること。

(6) エスカレーターの設置については、設置しようとする駅にエレベーターが整備済みか同時に整備されること。

(7) 階段昇降機の設置については、設置しようとする駅の構造上の理由から、エレベーター、エスカレーター、スロープの設置による段差の解消が困難であること。

2 補助対象事業の経費の範囲及び区分については、以下のとおりとする。

ただし、軌道法施行規則（大正 12 年内務省・鉄道省令）第 21 条第 2 項第 4 号又は鉄道事業法施行規則（昭和 62 年運輸省令第 6 号）第 34 条第 1 項第 4 号の料金によるバリアフリー施設の整備に係る経費を除く。

| 補助対象経費の区分                         | 範囲           |   |
|-----------------------------------|--------------|---|
| (1) 補助対象施設購入費                     | エレベーター等の購入費等 |   |
| (2) 補助対象施設工事費                     | 建物(外構)工事費    | 基礎工事、ピット新設、シャフト・機械室新設工事、外装仕上げ工事、スロープ工事、障害者対応型トイレ工事等 |
|                                   | 電気設備工事費      |   |
|                                   | 関連付帯工事費      |   |
| (3) 事務費<br>(補助対象施設の整備に直接要する経費に限る) | 設計・監理費       |   |

備考 関連付帯工事費は、エレベーター等設置に係るホーム等改修費、情報提供機器設置費、駅舎構造改修費、駅舎施設移転費等をいう。

(補助金の額等)

第 4 条 補助率、補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 補助率は、鉄道事業者等が補助対象事業の設置に伴い負担する経費の 6 分の 1 以内とする。ただし、事業が複数年度にわたる場合で、過年度の補助金の額の合計が過年度の補助対象経費の 6 分の 1 に満たないときは、過年度及び当該年度の補助金の額の合計が当該年度までの補助対象経費の合計の 6 分の 1 となるまで補助率を引き上げることができる（以下「補助率の特例」という。）。

(2) 補助金の額は、予算の範囲内において決定する。

(3) 算出した補助金に 1 千円未満の端数のある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(事前協議)

第 5 条 補助を受けようとする者は、鉄道駅舎エレベーター等設置事前協議申請書（様式

第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付のうえ提出し、福祉局長に事前の協議を行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 全体事業計画概略平面図・断面図
- (3) 補助対象事業費概算見積書
- (4) 工程表
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の協議は、原則として、事業の着手開始予定年度の前年度8月末日までに行うものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付申請書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 工事費見積書の写し
- (3) 工事関係図面一式
- (4) 補助対象施設仕様書
- (5) 工程表
- (6) 軌道法施行規則(大正12年内務省・鉄道省令)第21条第2項第4号又は鉄道事業法施行規則(昭和62年運輸省令第6号)第34条第1項第4号の料金を補助事業の対象となるバリアフリー施設の整備費に充てない旨を記載した誓約書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定を行うときは、その旨を鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付決定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の変更申請等)

第8条 前条により、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、交付決定後事業内容を変更しようとする場合は、鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付決定変更申請書(様式第3号)、または鉄道駅舎エレベーター等設置事業内容変更承認

申請書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて提出し、事前に市長の承認を受けるものとする。

- 2 市長は前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定内容の変更を決定した場合は、その旨を鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付決定変更通知書（様式第8号）又は鉄道駅舎エレベーター等設置事業内容変更承認決定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（事業の一部が完了したときを含む）は、すみやかに鉄道駅舎エレベーター等設置事業実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 工事完了検査済証又はこれに類する書類の写し
- (2) 工事費精算書
- (3) 補助対象事業工事完成写真
- (4) 補助対象設備を設置する駅が軌道法施行規則（大正12年内務省・鉄道省令）第21条第2項第4号又は鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第34条第1項第4号の料金を徴収している駅である場合は、補助対象経費に徴収料金が含まれていないことがわかる資料（徴収料金による整備実績の一覧等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第10条 市長は、前条による実績報告を受けたときは、完了検査を行い、検査の結果、補助金規則及びこの要綱に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を鉄道駅舎エレベーター等設置事業完了検査済通知書兼補助金額の確定通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 補助事業者は、前条の通知を受けたのち、鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付請求書（様式第6号）により補助金の請求を行い、交付を受けるものとする。

（状況報告）

第12条 第8条により、補助金交付決定年度を越える事業期間の変更承認を受けたときは、

補助事業者は、補助金交付の決定年度末時点の実績を、鉄道駅舎エレベーター等設置事業状況報告書（様式第 13 号）により市長に報告しなければならない。ただし、第 9 条に基づく実績報告を行った場合はこの限りでない。

（管理方法等に関する協議）

第 13 条 補助事業者は、補助を受けて設置した施設の適切な維持管理に努めるとともに、管理方法等について市長が協議を求めたときは、これに応じるものとする。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 4 年 9 月 1 日から施行する
- 2 この要綱の施行の際、現に工事中の事業にあつては、第 5 条の規定に基づく事前協議の手続きを省略することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、すでに交付決定を行っているものについては適用せず、従前の例による。